

随意契約の公表(病院局分)

No	契約名称	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約によることとした理由	問い合わせ先	履行期間又は履行期限
1	スプリアス規格改正に伴う院内アンテナ交換修繕	令和4年8月1日	扶桑電通株式会社北海道支店	9,319,200	本業務は、院内PHSのアンテナを交換する作業であり、作業に当たり交換機よりアンテナの使用状況を確認し、通話中の電話に対し影響を与えないように作業する必要がある。そのため、電話交換機システムの操作等を伴う作業であり、当該作業は電話交換機特定保守業者である扶桑電通株式会社北海道支店で行えないため (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	施設管理担当課 電気担当係	令和5年3月31日
2	市立札幌病院総合医療情報システム更新業務(構築)	令和4年8月8日	日本電気株式会社北海道支店	554,013,900	本業務は「市立札幌病院総合医療情報システム更新業務(基本設計)」によって設計されたシステムを構築する業務であり、当該業務を受注して基本設計を行った上記の者以外には対応できないことから、特定随意契約としたい。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	施設管理担当課 情報システム担当係	令和5年5月31日
3	病理部門システムデータ抽出	令和4年8月9日	株式会社インテック	4,400,000	本業務は現在稼働している病理検査部門システムからのデータ抽出業務であり、本システムからデータの抽出が可能である者はシステムの開発及び現在システムの保守を行っている上記選定事業者に限られることから、特定随意契約としたい。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	施設管理担当課 情報システム担当係	令和5年5月31日
4	院内がん登録システム改修業務	令和4年8月15日	スキルインフォメーションズ株式会社	1,078,000	本業務は現在稼働しているシステムの改修業務であり、現行システムの改修が可能なのは、システムの開発及び導入を行い、システムを熟知している上記選定事業者に限られる。また、ソフトウェアの修正が必要であり、著作権を有している上記選定業者以外では対応できないことから、特定随意契約としたい。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	施設管理担当課 情報システム担当係	令和5年5月31日
5	交換機用直流電源装置バッテリー交換修繕	令和4年8月22日	扶桑電通株式会社北海道支店	2,420,000	本業務は、交換機用直流電源装置について、バッテリー有効期限が切れるため、バッテリーの交換を行う作業である。本業務は、電話交換機システムの操作等を伴い、当該作業は電話交換機特定保守業者である扶桑電通株式会社北海道支店で行えないため (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	施設管理担当課 電気担当係	令和5年3月31日
6	総合医療情報システム用ネットワーク切替業務	令和4年8月24日	NECフィールディング	11,526,460	本業務は現在稼働しているシステムのネットワーク切替業務であり、円滑な切替作業が可能なのは、現行システムのネットワーク保守をしており、院内のネットワークに熟知している上記選定事業者に限られることから、特定随意契約としたい。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	施設管理担当課 情報システム担当係	令和5年5月31日

随意契約の公表(病院局分)

No	契約名称	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約によることとした理由	問い合わせ先	履行期間又は履行期限
7	市立札幌病院診療費支払機ほか連携業務	令和4年9月15日	北海道グローリー株式会社	6,314,000	本業務は現在稼働しているシステムの改修業務であり、現行システムの改修が可能なのは、システムの開発及び導入を行い、システムを熟知している上記選定事業者に限られる。また、ソフトウェアの修正が必要であり、著作権等を有している上記選定業者以外では対応できないため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	施設管理担当課 情報システム担当係	令和4年5月31日
8	採血管準備システム連携業務	令和4年9月26日	株式会社テクノメディカ	7,370,000	本業務は現在稼働している採血管準備システムの連携変更及びシステム改修業務であり、作業が可能なのは現行システムの開発と導入を行った上記選定業者に限られることから、特命随意契約としたい。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	施設管理担当課 情報システム担当係	令和5年5月31日
9	栄養管理システムデータ抽出業務	令和4年9月26日	株式会社エスエフシー新潟	3,960,000	本業務は現在稼働している栄養管理システムのデータ抽出業務であり、円滑な維持管理及び迅速な障害対応が可能なのは、システムの開発及び導入を行い、システムを熟知している上記選定事業者に限られる。また、ソフトウェアの修正が必要な場合は、著作権を有している上記選定業者以外では対応できないことから、特定随意契約としたい。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号)	施設管理担当課 情報システム担当係	令和5年5月31日